

民間シェルター・ネットワークの可能性

平成28年度社会福祉振興助成

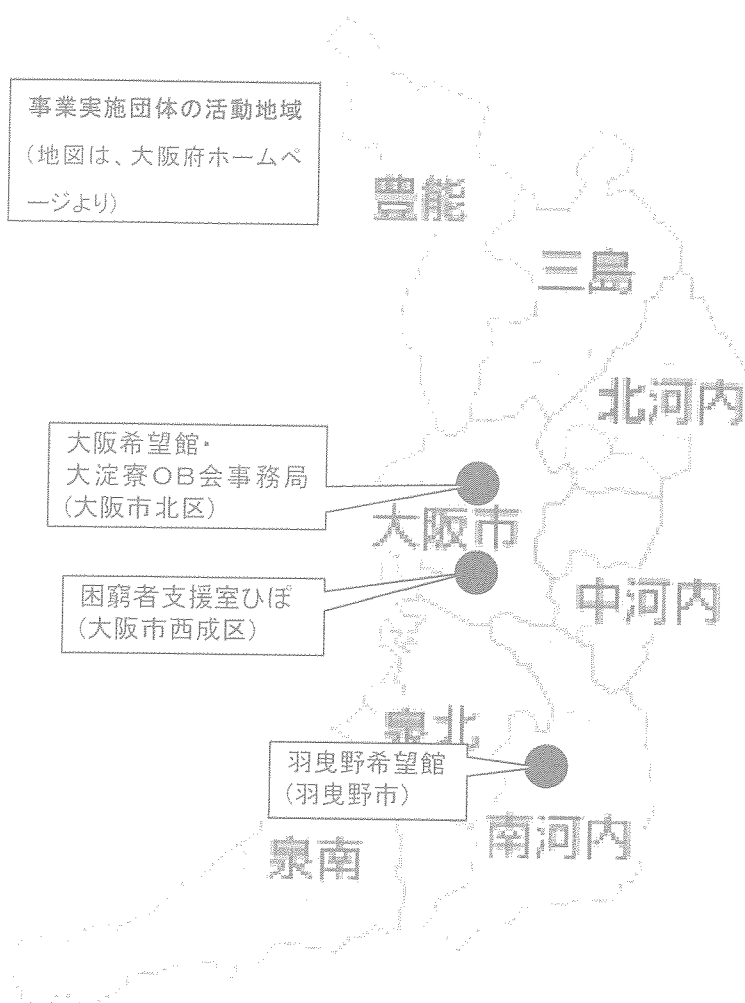
「困窮者の状態別支援資源と広域機関形成事業」報告書

「民間シェルター・ネットワークの可能性」

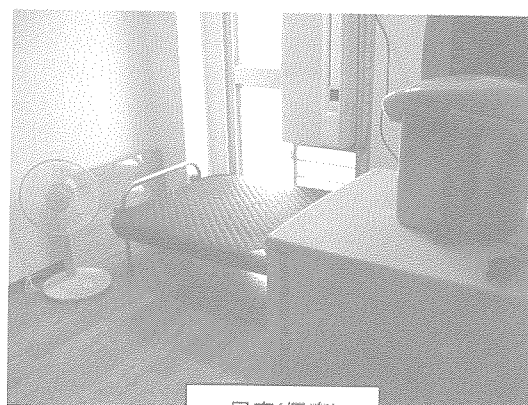
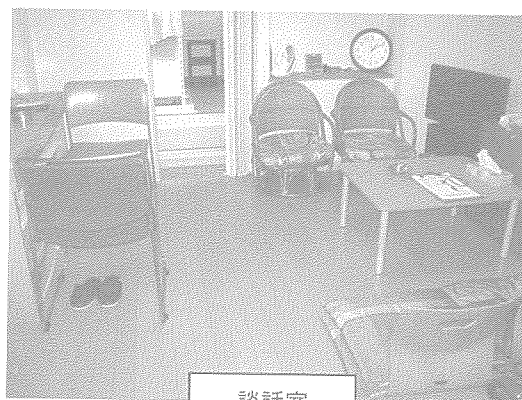
(平成28年度社会福祉振興助成「困窮者の状態別支援資源と広域機関形成事業」)

報告書 目次

- P3 〔はじめに〕 民間シェルター・ネットワークの役割と必要性
- P6 〔1〕 電話相談・メール相談の傾向
- P17 〔2〕 大阪希望館での生活再建支援
- P23 〔3〕 民間シェルターの連携の必要性—“ひぼ”の取り組みから
- P28 〔4〕 シェルター事業報告(平成28年度) 支縁のまち羽曳野希望館
- P31 〔5〕 大淀寮 OB 会と地域活動



大阪希望館・支援ハウス
(個室7室+談話室)

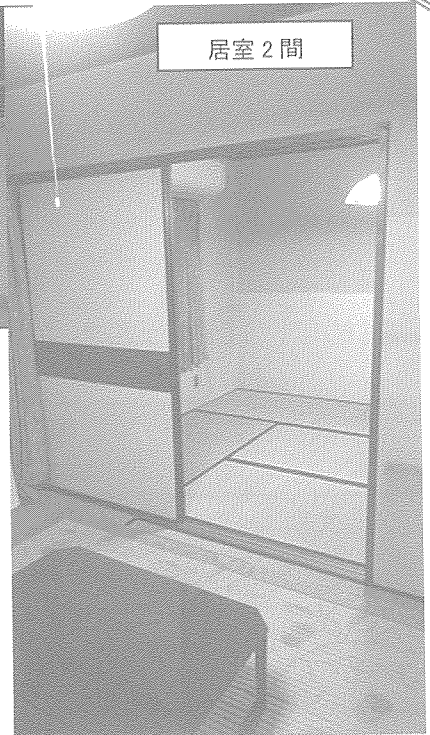


羽曳野希望館シェルター
(ハイツ形式の2DK2戸)



ダイニング・キッチン

入口



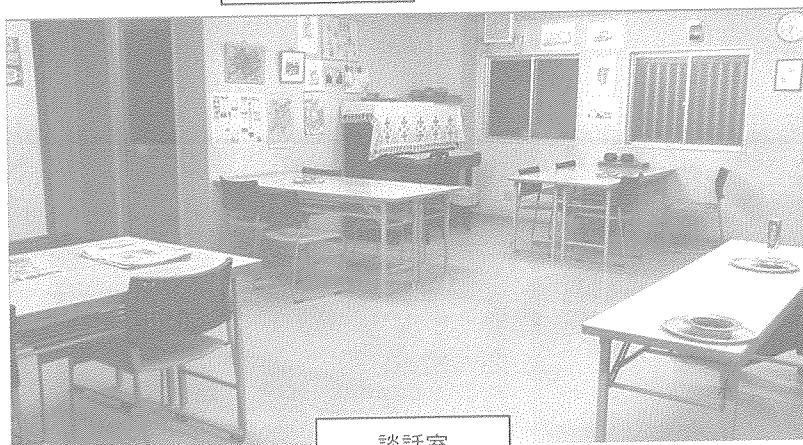
居室 2 間

困窮者総合相談支援室Hippo.(ひぼ)シェルター
(サポータイプハウス=支援付共同住宅内の個室 2 室)



居室(個室)

メゾン・ド・ビュー・コスモ
内の 2 室を借りています。



談話室

談話室・浴室(共同)は広く、
館内はバリアフリーです。

玄関にはスタッフ詰所があ
り、生活上の困りごとを相談
できます。

〔はじめに〕 民間シェルター・ネットワークの役割と必要性

1、事業の概要

一般社団法人大阪希望館では、平成 27 年度に続き、平成 28 年度も、大淀寮 OB 会事務局、一般社団法人困窮者総合相談支援室 Hippo.(ひぼ)、一般社団法人支縁のまち羽曳野希望館の 3 団体とともに、「困窮者の状態別支援資源と広域機関形成事業」として、社会福祉振興助成事業を実施した。

主な中身は、次のとおりである。

- 1、非定住型の困窮者、住まいを失くしたり失くしそうになっている困窮者を主な対象者に、大阪希望館で電話相談・メール相談を実施する。
- 2、大阪市北区、西成区、羽曳野市周辺地域の 3 か所に、生活再建支援をするための仮住まい資源(シェルター)を設置し、要支援者それぞれの状態に適したシェルターで支援を行う。
- 3、シェルターをベースにして、必要な人への入居外支援も行いながら、各地域で困窮者支援ネットワークを広げる。さらに各地域間のネットワークをつなぎながら、1 の対象者を支援できる広域機関の形成をめざす。そのために、今年度事業としては、連携 4 団体と各団体が地域で連携している団体のスタッフを交えた研修会を、3 地域で実施するとともに、啓発リーフレットを作成して広範囲に配布する。

1、2 については、本報告書で順次報告していくが、3 については次のように実施した。

〔3 地域での連続研修会の開催〕

① (大阪希望館・大淀寮 OB 会担当)

平成 28 年 11 月 16 日(水) 16:00～18:30 就労移行支援事業所ホープ・エッグ(旧天神橋温泉)

「テーマ」「ひとりひとりの生活」を、継続して支える大切さとむずかしさを、先達の取組みから学ぶ

講師：森口芳樹 氏 (特定非営利活動法人 ジョイフルさつき)

采井章浩 氏 (社会福祉法人 釜ヶ崎ストロームの家)

② (羽曳野希望館担当)

平成 28 年 12 月 3 日(土) 18:00～20:00 羽曳野市市民会館会議室(公開形式)

「テーマ」子どものしんどさに寄り添う一高校生居場所カフェ

講師：的場 聡行 氏、奥田 紗穂 氏 (一般社団法人 office ドーナツトーク)

③ (ひぼ担当)

平成 29 年 2 月 22 日(水) 18:00～20:00 サポーターハウス「メゾン・ド・ヴュー・コスモ」談話室

「テーマ」“連携”するための必要十分条件

講師：田村弘之 氏(西成区社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 主査)

中村秀一 氏(ヒカル介護サービス社長)

山田尚実 氏(NPOサポーターハウス連絡協議会代表理事 サポーターハウスオーナー)

〔事業報告会の開催〕

平成 29 年 3 月 22 日(水) 18:30~20:30 大阪市立住まい情報センター5 階研修室 1・2

「テーマ」生活困窮者支援における民間シェルターの役割

講師：渡辺順一 氏（支縁のまち羽曳野希望館、支縁のまちネットワーク）

報告：大阪希望館、困窮者総合相談支援室 Hippo.(ひぼ)、大淀寮 OB 会事務局

〔啓発リーフレットの作成・配布〕

平成 29 年 2 月に、「知っていて損しない一歩頭に迷わないための基礎知識(大阪府内版)」(全 8 ページ)を 3000 部発行し配布した。主な配布先は、カトリック大阪大司教区の月毎の情報発信ルートでの配布、連合大阪・大阪労働者福祉協議会等労働団体ルートでの配布とともに、大阪府内のすべての福祉事務所、生活困窮者相談窓口、地域就労支援センターに郵送で配布した。

また、29 年 1 月 7 日(土)には、支援ハウスの入居者・卒業者を対象に、リーフレットの原案を使った勉強会を開催した。(14:00~16:00 まちかどサロン“ほっぽ” 12 名参加)

このリーフレットは、大阪希望館支援ハウス入居者の多くを占める、いわゆる単身の非正規雇用労働者で、しかも「自発的離職者」になってしまった人々を主な対象にしたものである。住まいを失くしてからの支援情報や非自発的離職者を対象にした支援策情報は出ているが、彼ら彼女らを対象にした支援策情報は薄く、その啓発の必要性の認識と知識を、困窮者支援に関わる人々にまず広げることが大切だと考えたからである。

2、事業を通して見えたもの

平成 27 年度、28 年度の社会福祉振興助成事業を通して得ることができた「民間シェルター・ネットワークの役割と必要性」は次のとおりである。

1、シェルター(仮住まい資源)の役割は、次のように要約できる。

- ① 緊急避難の場所
- ② 生きづらさや就労や生活上の困難要因を多角的につかみ、必要な支援策・支援資源を組み合わせ調整するためのアセスメントの場所
- ③ 支援者にとっては、入居中・入居外・卒業後を問わず、包括的な支援を続けていくため「ベースキャンプ」であり、利用者にとっては、困った時にいつでも頼ることができる「実家」のような拠りどころである。

2、民間シェルターの必要性は、次のように要約できる。

- ① 制度や行政施策から「対象外」とされてしまう人々に対しても支援することができるとともに、その取り組みを通して、制度の隙間をなくす対策を提案を具体的にしていけることができる。
- ② ホテルではできない「支援付き宿泊」や、大規模福祉施設ではややもするとおろそかになりがちな「一人ひとりに応じたきめ細かな支援」を、継続してすることができる。
- ③ 民間シェルターのネットワーク化により、要支援者それぞれの状態に適した支援を、適した形・場所・地域で提供することが可能になる。

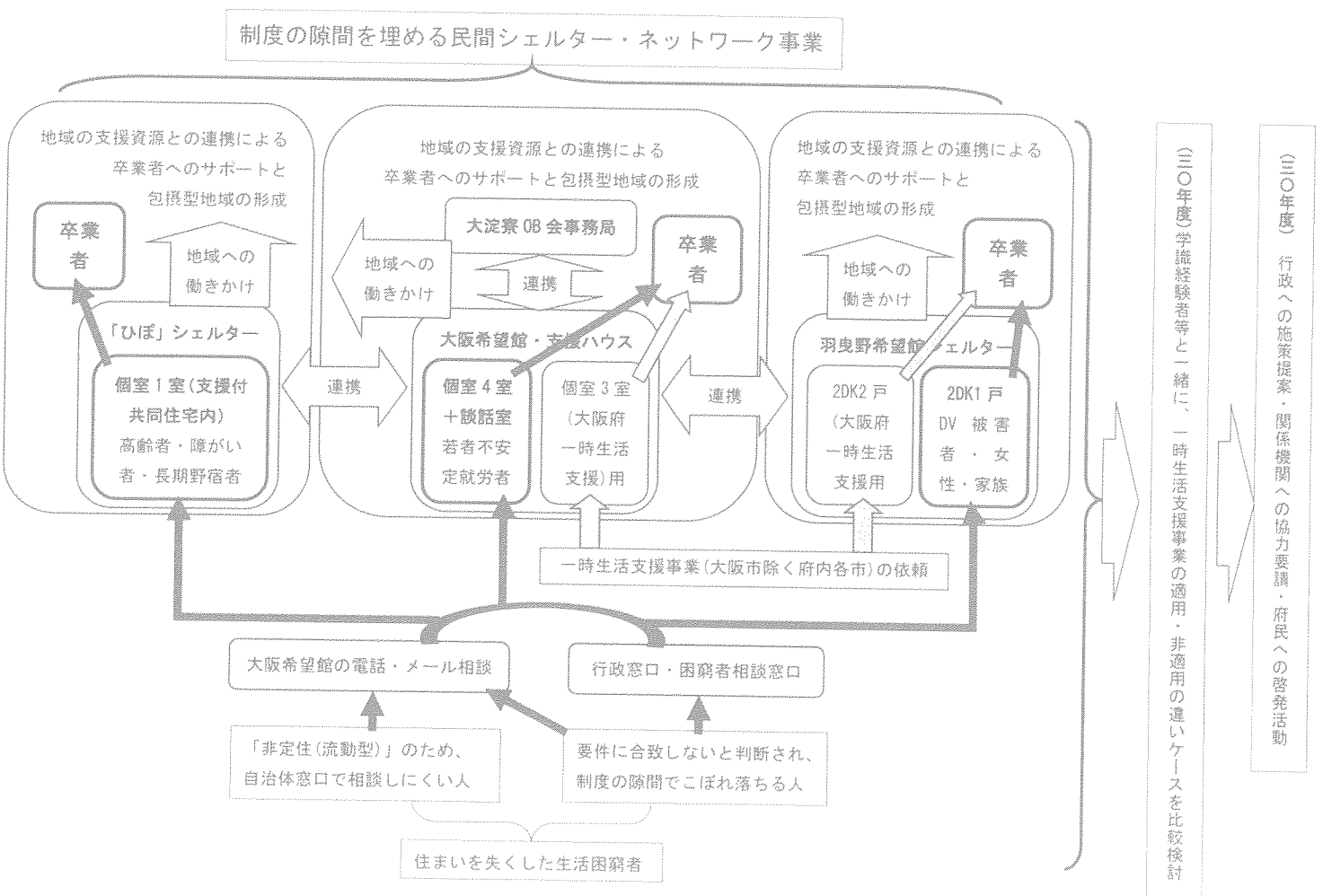
3、生活困窮者問題という、あらゆる課題に対応していかなければいけない、複雑で幅広い問題に対しては、特に行政施策と民間の取組みは車の両輪であり、相互に補完しながらよりスキマや穴がない制度へとしていくことが必要であることが、より明確になった。

生活困窮者支援が法制度となり、その下に一時生活支援事業など、住まいをなくした人たちへの生活再建支援が施策として確立したことは喜ばしいことではある。だが他方で、行政の委託事業や補助金・助成金などの動向を見ると、「生活困窮者問題は、もう法制度の枠内で十分対応できる」「宿泊や仮住まい、食事提供など個人への給付的な支援は、行政の対策事業だけで十分おこなえる」という「終わった感」が漂いつつあるのも感じる。

しかし事実は、この報告書に掲載した電話相談・メール相談と、大阪希望館及び各連携団体からの報告を読んでいただければ分かるように、いまだ次々とホームレス状態(住まいをなくした状態)に追いやられる人たちが生み出されていると同時に、その人たちのなかで法制度からもこぼれ落とされてしまう人たちもまだまだ多く存在している。

制度ができて施策が動き出した後、次の課題は、その制度からさえもこぼれ落とされてしまう人たちを、いかに少なくしていけるかである。

4、そのために、29年度以降次の構図で、本事業の成果を発展させていきたいと考えている。



5、生活困窮者支援法の施行後3年での見直しが検討されつつあるが、国の審議会・検討会に集まる意見だけでなく、そこには届きにくい地道な取組みが、見直しに反映されることを願っている。

[1] 電話相談・メール相談の傾向

1、相談実績(平成 28 年 4 月 1 日～29 年 2 月 28 日)

新規相談件数
222

延相談件数
308

相談媒体(件数)	
メールのみ	86
電話(mail+Tel含む)	162
来所・出張(mail,Tel後)	60
合計	308

相談地域(件数)	
大阪市内	111
府内	62
府外	30
不明	19

相談対象性別(件数)	
家族	4
男	198
女	20
合計	222

「どこで相談先を知ったか」については、大阪希望館のホームページが 60%を占めるが、27%は関係機関からの問い合わせであり、そのうち 30 件全体の 13.5%は、大阪府の一時生活支援以外の困窮者相談窓口や民間相談機関からの相談である。(大阪希望館と羽曳野希望館は、28 年度から本格的に、大阪市を除く大阪府内各市から、生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業の利用者を受け入れている)

どこで相談先を知ったか(件数)		
ホームページ		133
知人や以前入居など		28
関係機関	大阪府の一時生活支援	31
	困窮者相談や民間団体	30
合計		222

相談者(人数)	
本人	143
親族・知人	18
市民	5
関係機関	60
合計	226

(新規相談件数 222 件と新規相談者数 226 名が異なるのは、1 件で複数人の相談があるから。)

相談対象者の年齢は、ホームページ媒体であることから、やはり 20～40 代に集中している。

相談対象者の年齢(人数)	
10代	5
20代	44
30代	56
40代	49
50代	15
60代	7
70代	3
不明	48
合計	227

他に、未就学児 2 名

E の「仕事なし・住居なし」が圧倒的に多いが、他方 16 件ではあるが、「仕事あり・住居なし」が、生活保護制度にも生活困窮者支援制度にもものことが困難な「制度のはざま」に置かれている場合が多い。

F の「住むところを失いそうだ」の場合は、そのほとんどが家賃滞納だけでなく、すでに退去通告をされた後の相談であるため、実際には住居喪失後にどう支援制度につながっていけるかを考えざるを得ないケースが多い。

状況・相談内容(件数)		
住いあり (困窮等)	A=住居あり・生活困窮(中長期の課題)	2
	B=住居あり・一時資金必要	6
	G=実家等にいるがでて独立したい	8
	H=大阪に行きたい	7
住いなし	C=一時的な宿泊場所ほしい(次の行先あり)	2
	D=仕事あり・住居なし	16
	E=仕事なし・住居なし	107
F=住むところを失いそうだ		30
I=その他		44
合計		222

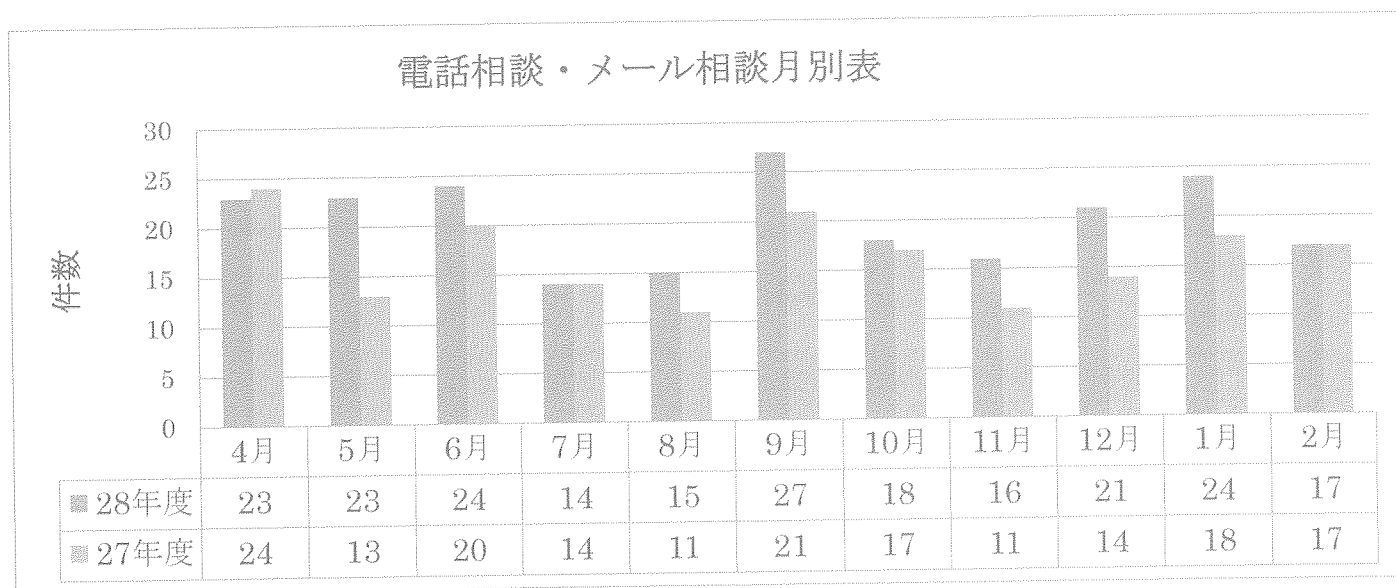
相談時の対応では、大阪希望館の支援ハウスが個室 7 室しかないために、時期によっては満室状態が続く場合があること、電話やメールはくれても大阪希望館までやってくる交通費がなく、歩いてくるには遠すぎるため、「どこの行政窓口でどういう相談をしてください」とアドバイスするしか方法がない場合が多い。それがひとつ大きな課題だが、それ以外に目立ったのは、「支援ハウスに入れてもらえることがはっきりしないと相談に行けない」人と、メール相談ですでに携帯電話は止まっていて無料 Wi-Fi しかつながらないために、返信しても相談者が返事を受け取れたかどうかを確認できないケースである。メールや電話だけでは、必要な支援策も生じえるリスクも判断できないため、空室があっても面談後でしか入居の可否を決めないのだが、それが逆に相談に来ることを阻んでいる現実もあり、頭を痛めるところだ。

相談時の対応(件数)			
話のみ受領・返信に回答なし			28
解決策をアドバイス			133
電話・メール相談だけでなく、直接対応も行った。	61	他団体に依頼	2
		来所相談に来ず	3
		本人が別方法選択	10
		入居外支援	9
		支援ハウスに入居	37
合計			222

入居者のうち2名には、入居外支援も行った。入居外支援の実数は、9人+2人=11人となる。

2、月別の相談数と、主訴・直接の原因

若干の違いはあれ、27年度も28年度も、月別の相談件数の増減傾向は似通っている。4～6月が多く、7～8月は減少し、9月に再び増加した後減少するが、11月を底に1月にかけて反転増加していく傾向である。非正規雇用等の仕事の増減期と連動している(時期のずれはあろうか)と考えられる。



27年度と28年度の新規相談件数の差は42件。一番大きな差は、関係機関からで、27年度38件、28年度61件でその差は23件だが、なかでも大阪府一時生活支援事業関係の相談数の伸びが、年間相談数の伸びに反映している。これは、自治体を実施する一時生活支援において、「宿泊提供」で終わらない「支援つき宿泊」が評価されていることの影響だと考えている。

一方、ホームページを検索して相談してきた人は、27年度121件に対して28年度133件で、12件の伸びにとどまっている。自団体のホームページ媒体だけの周知では限界にきていることの表れである。

次に相談の主訴だが、「ネットカフェなどに泊まっていたが宿泊費が尽きた」として宿泊支援を求める者が最も多いが、その中でも多様な状態と多様な主訴があることが見て取れる。

電話相談・メール相談の主訴			
い	住した安定居	生活再建したい	15
		部屋を借りたい(緊急連絡先をふくむ)	5
宿泊先がない		宿泊費が尽きた	64
		仕事を探しに大阪へ来たが、見つからず	9
		友人宅から出ないといけない(出た)	10
		生保決定等までの宿泊	8
		退院・出所後泊るところがない	8
続中	居住継	退去通告	7
		家賃滞納	3
活逼迫	部屋あり生	食べ物がない	3
		家賃が払えない	6
		通勤費がない	1
安不		生活不安	5
けたい	現状から抜	実家から出たい	12
		施設から出たい	3
		大阪に行きたい	8
係	家族関	家族関係の問題	2
		家族の将来心配	4
		生活保護受給者への対応の不満	10
		障がい者。若者への支援がほしい	1
		その他	3
合計			172

困窮の直接的な原因を見ていくと、「失業」や「低収入・不安定収入」など労働に起因したものが半数近くを占める一方で、「病気、けが、労災」や「生活保護制度の矛盾」など社会保障制度の隙間や、家族関係のあつれき、さらには「生活管理をうまくできない」など、労働問題だけでは解決できない課題も絡み合っている。

困窮の直接的な原因			
起因	労働に	失業	50
		低収入・不安定収入	37
		仕事が続かない	10
隙間	社会保障の	病気、けが、労災	23
		生活保護制度の矛盾	12
		刑務所出所後の問題	3

の課題 家族関係	家族関係のあつれき	28
	DV	3
	離婚	2
の課題 社会生活上の課題	債務	2
	生活管理をうまくできない	11
	生活・処遇への不満	15
	引きこもり	3
	その他	2
	不明	5
合計		206

また、相談件数の 21%は、精神・知的・発達などの障がいを持っているか、相談内容からその可能性が推測できる人である。

障がいの可能性がある相談者	
障がい認定ありか精神科通院	23
相談から推測できる人	23
合計	46

3、相談内容を別の方向から見てみる。

この項では、前項の「困窮の直接的な原因」の裏にある原因を、相談者の声から拾ってみる。

まず前項の「宿泊費が尽きた」という直接的な状況の中には、さまざまな要因が含まれているが、「宿泊費が尽きた」→「野宿になる」ことの背景には、特に年齢的に見て親が生きているだろう世代の場合、そこに頼れない状態に置かれていることがある。

主な状態	考えられる原因	相談内容
宿泊費が尽きた	実家に頼れない	展示会場の大工の仕事をしていたが、給料を全部落としてしまい、交通費もなくして行けずに辞めてしまった。母と2人暮らしだったが仕事がなくなって「出ていけ」と母から言われ、ほとんど持ち金なく実家を出てきたが、売れる持ち物は売ってお金を作り、ネットカフェで泊まっていた。お金が尽きて、この5日間何も食べていない。
宿泊費が尽きた	実家に頼れない	工場の派遣に来たが、前科があることを話したところ、研修だけで打ち切りとなり、寮を出ていかななくてはいけないことになった。実家を出て半年ほどで、母一人と弟が2人いるので、自分が戻ることはできない。
宿泊費が尽きた	実家に頼れない	3か月ほどネットカフェで生活している。所持金300円。専門学校時の奨学金や、前に勤めていた会社への借金を返済している。実家に母と弟が暮らしているが、母が連帯保証人になっていて迷惑をかけたくない。今の会社は手取り〇万円だが、〇万円返済していて家賃を滞納し、退居した。区役所で相談したが、収入が多く生活保護は受けられない、ネットカフェで金をためるしかないと言われた。

<p>宿泊費が尽きた</p>	<p>実家に頼れない +生保要件が満たせない</p>	<p>2年くらい前からネットカフェで暮らしていたが、2週間前に足首をねんざして仕事できなくなり、路上で寝泊まりするようになった。その前は東京で友人と暮らしていた。東京と大阪で生活保護の相談をしたことはあるが、ダメだった。理由は、他県に親が暮らしている自分名義の家がある、親が持っているが自分名義の預金があるとのこと。</p>
----------------	--------------------------------	--

また、「宿泊費が尽きた」ことその他、他の状態でも「仕事が続かない」「覚えが悪いと言われる」「人間関係が苦手」など、「働きづらさ」「生きづらさ」と言われる状態にあり、そのベースに精神・知的・発達障がいやボーダー領域があると推測できる。

主な状態	考えられる原因	相談内容
<p>宿泊費が尽きた</p>	<p>仕事が続かない</p>	<p>現在ホームレスというか、ネットカフェ難民みたいな生活が3カ月になります。原因は仕事があまりうまくいかず、その後も転々と仕事を変えてやりくりはしていましたが、それも長く続かずに家族からも愛想つかされ実家を出ることになりました。1週間前まで建築関係の仕事を紹介されてそこにいたんですが、体力と精神面でついていくことができず、やめてしまいました。所持金もなくなりかけてきました。昔から人付き合いが苦手で友達と呼べる人間は1人もいなくて、頼れるのは両親だけだった為、今は本当に孤独です。所持金的に3日に1回くらいしか食事も取れず寝泊りも野宿が増えてきました。現状を打開したい気持ちはありますが、なかなか思うようにならないためあせっているのも確かです。</p>
<p>宿泊費が尽きた</p>	<p>「覚えが悪い」</p>	<p>1か月前に、住込みの派遣先の工場で「覚えが悪い」とクビになり、その後は大阪でネットカフェなどで泊まりながら日雇い派遣などで働いていたが行き詰まり、所持金がなくなった。</p>
<p>宿泊費が尽きた</p>	<p>人間関係が苦手</p>	<p>西成で仕事をし、ネットカフェに泊まるなどしてなんとかしてきましたが年末ということもあり非常に困窮した状態に陥ってしまいました。過去に自立支援センターを利用したことがあるのですが、個室ではなく同室の者との関係などに悩みうまくいきませんでした。最近腰痛もひどく西成での生活は肉体労働が中心ですので、体調などによっては仕事に行けない日などが続き、そういった場合は野宿やシェルターでの寝泊りといった具合です。また手持ちのお金も間もなく底を尽きそうで、今日は残り少ない資金でネットカフェに入りこのメールを送らせて頂きました。</p>
<p>仕事を探しに大阪へ来たが見つからず困窮</p>	<p>仕事が続かない</p>	<p>昨年夏頃東京から仕事を探しに大阪に来て一度仕事が決まったのですが、仕事が合わず辞めてしまい簡易宿泊所で寝泊まりしています。貯金も底をついてきました。登録した派遣会社が大阪で、兵庫県で派遣社員として製造業をしていましたが、職場に馴染めず二週間くらいで辞めてしまいました。東京にいた時は25歳のとき商品のピッキングのバイトを5ヶ月ほどしていましたが職場に馴染めず辞めてしまいました。</p>
<p>友人宅から出ないといけない</p>	<p>仕事が続かない</p>	<p>友人宅を出てきた。仕事はたいてい2週間で行けなくなる。どこに行っても「要領が悪い」と言われ、その時は大丈夫だが、夜眠れなくなって朝体が動かなくていけなくなってしまう。</p>

特に「実家から出たい」との相談の場合は、精神疾患があって引きこもり状態でもあり、それが家族との関係の悪化へとつながっているケースが見受けられる。

主な状態	考えられる原因	相談内容
実家から出たい	精神疾患・障がい →働けない→親 と関係悪化	実家で暮らしている。精神手帳を持っている。実家を出て独立したいが、方法はないだろうか。実家周辺では近所の目があるから出れずに引きこもっているが、相談のために外に出ることはできる。病名は統合失調症。30歳くらいから電車や人中にいと声が聞こえてくる。今は耳をふさぐと聞こえなくなる。父母とも80代で、持ち家だが「早く出て行ってほしい」と言われている。障害基礎年金は受給している。手持ち金は〇万円ほど通帳にある。
実家から出たい	精神疾患・障がい →働けない→親 と関係悪化	2月まで建設飯場にいたが仕事がなくなって実家(母のみ)に帰っている。この2カ月ほど体が動かなくなった。母は年金で、持家。自分は精神の手帳を持っている。通院はしばらくしていないし、薬も飯場に入る前から飲んでいない。実家に居てもどうしようもなくなっている。

家賃滞納の相談の場合は、より直接的に失業や不安定な収入の問題が表出している。

主な状態	考えられる原因	相談内容
家賃滞納	不安定な収入	〇市に一人で部屋を借りて住んでいるが、今年に入ってから仕事をしてなくて、チラシ配り等で食いつないできた。家賃は長く滞納している。まだ家主から、いつ出て行ってくれとは言われていない。生活相談支援センターで相談したが、生活保護は家がないと受けられない、「家を出されそうになったら相談してほしい」と言われた。何か策はないか。
家賃滞納	失業手当もらえず。就職しても給料日までの生活費・通勤費もない。	家賃も払えない、仕事も探しまくって、やっと、書類審査まで来たのに、お金がない！悔しい、手遅れでした、家とご飯と毎日の行動資金さえあれば、仕事を探すにもお金がいる。家、ご飯があっても、お金がなければ、次の仕事に辿りつけない！悔しいです、近くホームレスになる。失敗の始まりは、まさに、失業手当が来所でできずもらえないことでした、1人暮らし、親無し、姉弟も暮らしは楽ではなく、家賃2ヶ月滞納、生活の拠点と行動資金さえあれば、また立ち上がれる、両方無くなる、さすがに今回は、無理のようだ、ホームレスから〇年掛けて△万返して、またホームレス生活に逆戻り。以前の脱出は6ヶ月ほどかかりましたが若かった。
退去通告を受けた	失業	定職を失い、大阪市の〇駅付近に賃貸契約しているワンルームマンションで在住しています。しかしここ数ヶ月、家賃の滞納が続いたために、強制退去を命ぜられました。退去期日は明後日までと申し渡され、近隣の役所で事情を説明し、対応を求めたのですが、彼曰く「申請は受けつけますが、お時間をいただきます」とのこと、期日までには間に合いそうもないとのことでした。(総合支援資金と思われるが)3か月分の給与明細が必要と言われた。退去の内容は変更できず、生活保護申請はできませんでした。そこで荷物整理をして賃貸住居を退去の後に、最寄りの区役所の窓口にてホームレス自立支援センターへの手続きを行う方法をとることにいたしました。退去をオーナーさん側との交渉で延長することができましたので、その日数を使って、荷物整理を完了する段取りをしている最中です。

自分名義の部屋や実家住まいを失くして、友人宅に居候させてもらっている場合は、失業状態の友人をかかえていることが負担になり、一定時期になると「出て行ってほしい」と言われてしまう。

主な状態	考えられる原因	相談内容
友人宅から出ないといけない	離婚、失職、病気	スーパーで正社員で働いていたが、半年前に離婚して仕事もやめて家を出た。友人宅に泊めてもらい、友人が誘ってくれた仕事をしていたが、精神的にしんどい時期で辞めてしまった。「仕事している間」という約束だったので、友人宅を出なければいけない。病院通院はしてなくて、体力的には働けると思うが、所持金はあと少しになっている。
友人宅から出た後生活できない	失業、友人の帰省	1年ほど前に派遣切りにあい仕事なくなり、家賃が払えなくなり住む場所がなくなりました。友人宅に居候していたのですが、友人が実家へ帰ってしまう事となり、現在はまた住むところがない状況です。なんとか仕事は見つかり現在は働いているのですが、日々のネットカフェ暮らしで所持金もなくなってしまい、お給料日までもまだあと半月程あります。私自身が過去に銀行口座を持っておらず、現在は携帯電話も止まってしまい Wi-Fi 環境のある場所でインターネットやメールが出来るくらいです。身分証明書も現在所持しておりません。これからどうするべきなのかわからず、メールさせていただきました。

次に見るのは、「制度の矛盾」と呼べるものである。

生活保護法でも生活困窮者自立支援法でも本来その支援対象となっているにもかかわらず、「住所がない」「住民票が相談した市にない」などの理由で、支援を断られるケースがある。

主な状態	考えられる原因	相談内容
宿泊費が尽きた	その自治体住民以外助けてくれない	前職を期間満了で終了し寮を出た後に、全財産入った財布を紛失。次の就業が決まっていたが、現在の状況を会社に説明した所、再度日程調整しないとダメらしく延期となりました。現在はまったくお金無い状態ですが、〇日に前職の給与が振り込まれます。警察、自治体、知人に助けを求めましたが全て断られました。役所からは県民ではない人を助ける制度は無いと言われました。現地の NPO にも問合せましたが、有料のシェルターしかなく、前払いでなければダメだと言われました。親族はいません。現在路上生活 4 日目、食事も睡眠も全く取れてません。どうしたら良いか全く分からず、助言やもし東北の団体で紹介していただける所があればと思いメールしました。
退院・出所後泊るところがない	その自治体住民以外助けてくれない	九州から自転車で大阪に来る途中、〇市で窃盗で捕まり、現在拘置所に収監されている。出てきても泊まる場所も仕事もないので、支援策は何かないか。逮捕された時の市に聞いても、住民票がそこにないということでいい返事をもらえなかった。
宿泊費が尽きた	行政に「住所がない」からと支援を断られた。	体が悪くてあまり仕事ができなかったため、秋の終わり頃から住むところなくなり、最初はネットカフェ、今は野宿している。〇市役所に相談に行ったが、「住所がないから」と断られた。住民票はその市にあるのに。

仕事を探しに大阪へ	他県から来て役所に相談しにくい。	大阪に仕事を探しに来てなかなか見つからず生活に生き詰まっています。現在○市のネットカフェに1ヶ月ほどいます。大学卒業後、金融関係の仕事と、最終は派遣会社にて工場で仕事をしていました。生活保護は一度も利用したことありません。市役所へは行きませんでした。住民票がないことで断られたらと思うと、なかなか行けません。
宿泊費が尽きた	支援策が使えるまでのタイムラグへの不安	4か月前からネットカフェや野宿などホームレス状態になっている。2月くらいまでは住込みの派遣などを転々としていたが、辞めた後銀行のキャッシュカードが壊れて、身分証もなかったのので、困ってしまった。生活保護は2年くらい前に1年ほど受けたことがある。就職活動がうまくいかず、保護停止になったために家賃を3~4か月滞納してしまい、アパートを追い出されてしまったため、住込みの派遣に行った。先週区役所に相談に行き、ホームレス自立支援センターとその前に生活ケアセンターをすすめられたが、「(入所相談まで)時間がかかる」と言われて、相談をやめた。
宿泊費が尽きた	相談待ちの期間が不安	仕事が切れて飯場から出なければならなくなって、4日前から簡宿に泊まっていたが、宿泊費が尽きて今朝出てきた。所持金は2000円。自立支援センターの申込みで区役所に行ったが、相談まで2~3日かかると言われた。どうすればいいか？
宿泊費が尽きた	行政の相談窓口の存在を知らない	□区や○区のマクドなどで夜を過ごしている。部屋を失ってから半年以上たつが、9月頃に携帯電話を工場で置き引きされ、連絡が取れないため派遣の仕事にも行けなくなり、この2か月ほどは残金を使って、マクドなどで何とか過ごしてきたが、残りが50円しかない。今は□区にいる。自転車はある。行政の相談窓口があることなど知らなかった。ネットカフェに1時間はいったときに希望館を見つけて電話した。

同じく、次のような「制度の矛盾」としか言えないようなケースもある。

主な状態	考えられる原因	相談内容
退院・出所後泊るところがない	制度の矛盾	執行猶予で拘置所を出てきた。本人も自立支援センターを希望していたが、他市に本人名義の家(土地は借地)があることから、「自立センターでも医療扶助がかけられるし、生活保護が基準になるから、『家屋を売却します』という同意書(確約書?)を書かないと、自立に入れられない」と生活保護課から言われて、実質入れなくなった。7~8年前に会社を倒産させてしまい、本人は家を出たが、妻子がそこに住んでいるから戻れないし、売れない。
通勤費がない	制度の矛盾	○月から○市で生活保護を受けたが、翌月から△市にある工場に派遣で働きた。だが、交通費がかかって通えそうになくなったため、○市の保護を辞退して、部屋をたたんで派遣の寮に入ることにしたが、入寮が延びたので何とかならないか。
宿泊費が尽きた	家族シェルターがない	男性から電話があり、同い年の女性が父親からDVを受け、就学前年齢の子供と3人で、他県から出てきたが、○○区役所で相談したところ、男女別々でないと施設に入れれないと言われた。所持金は今日金を出して泊まるとその後が続かないので、無料で泊めてもらえるところはないかとの電話があった。彼女のほうが別々なら入らないと言っている。(彼女否定せず)
宿泊費が尽きた	家族シェルターがない	他県で会社の寮に住んでいた家族が、父親がヘルニアで働けなくなり寮を追い出され、大阪に来てホテルに泊まっている。所持金が1万円になって相談に来ている。家族別々は嫌だと言っている。希望館で部屋は空いていないか。

「大阪に行きたい」「仕事を探しに大阪へ来たが、見つからずに宿泊費も尽きてしまった」というケースでは、特に「地方では仕事が見つからない」現実がある。

主な状態	考えられる原因	相談内容
仕事を探しに大阪へ来たが見つからず困窮	地方で仕事がない	4～5日前に他県から仕事を探しに大阪に出てきた。もともとその県出身で、4年間その県で住込みの派遣で働いていたが、契約終了になった。5万円ほど持って大阪に来たが、ビジネスホテル等に泊まっていて、お金を使い、あと5000円しかない。今朝まで梅田に居た。
大阪に行きたい	地方で仕事がない	今夫婦で車の中の生活です。仕事もなくお金もなく苦しいです。もう死ぬしかない感じ。車は動きます。関西をうろろしてます。主人は精神的に参ってます。生活保護は受けた事あります。近くの市役所には先週行きましたが追い返されました。先週は○県の市役所に行ったが、まだ△で保護停止の状況なので何もできないと言われた。△で生活保護を受けていたが、仕事が見つからないため、よそに行って仕事を見つけようと、1か月ほど前に出た。ガソリンは大阪に行くまでのギリギリしかないし、手持ち金もほとんどない。
大阪に行きたい	地方で仕事がない	数か月前まで東京で働いていたが失職して、どうしようもないので○県の実家に戻ってきた。こちらでは仕事がなく、親も年金生活で、出て行ってくれと言われている。住む家があれば働くことができると思い、いくつかの県のNPOや居住支援のところに電話したが、見つからなかった。すぐに入れてくれる家主を紹介してもらえないか。所持金は1万数千円しかない。
仕事を探しに大阪へ	不安定就労で全国を転々	家もお金も食べ物も仕事がありません、以前は東京でアパートに住んでいました、派遣会社で仕事していましたが、仕事がなくなり、大阪で仕事を探していますがなかなか難しい、この2～3日大阪駅近くの公園にいる。手持ちは1500円。他県から昨年11月まで2年半福島県の除染作業(雇用保険なし)に行っていたが、仕事が無くなって東京・名古屋・大阪と仕事を探して西に来た。大阪に来たのは1週間くらい前。

また、地方で生活するには車を運転する必要があるが、それができないことが困窮を深めているケースもある。

主な状態	考えられる原因	相談内容
大阪に行きたい	地方で生活しにくい	○県△町で生活保護を受けている。父名義の家に住んでいる。緑内障で働けないが、スーパーや役所まで20キロほどあって生活しにくい。大阪に行って保護を受けたいが、地元の役所では費用を出してくれない。
大阪に行きたい	地方で通勤できない	○県の2000人弱くらいのまちで引きこもり状態にある。若者サポステやHWの支援を受けたことはある。車の免許がないので、仕事を見つけても通う手段がないので、希望館の支援ハウスに入って仕事を探してみたい。今まで働いたことはない。

大阪希望館では、支援居室と支援スタッフを確保する支援資金の限界から、特に「大阪に出てきたい」「実家から独立したい」というケースに、十分に対応できていないのが現状である。特に、ほぼ自立資金を持たない状態で、地方にある

実家からストレートに支援ハウスに受け入れる余力はない。現実として、住居喪失状態にある人を優先に仮住まい支援する必要があるためである。「大阪に出てきたい」という相談には、「まず何とかして大阪での住まいを設定してから出てこない、資金がすぐに枯渇して泊まる金もなくなってしまうから、十分に準備して出てきた方がいい」とアドバイスしている。

一時生活支援だけでなく生活困窮者相談窓口などからは、どういう支援が今後必要なのかをアセスメントする期間として、希望館の支援ハウス入居をお願いしたいという依頼もある。

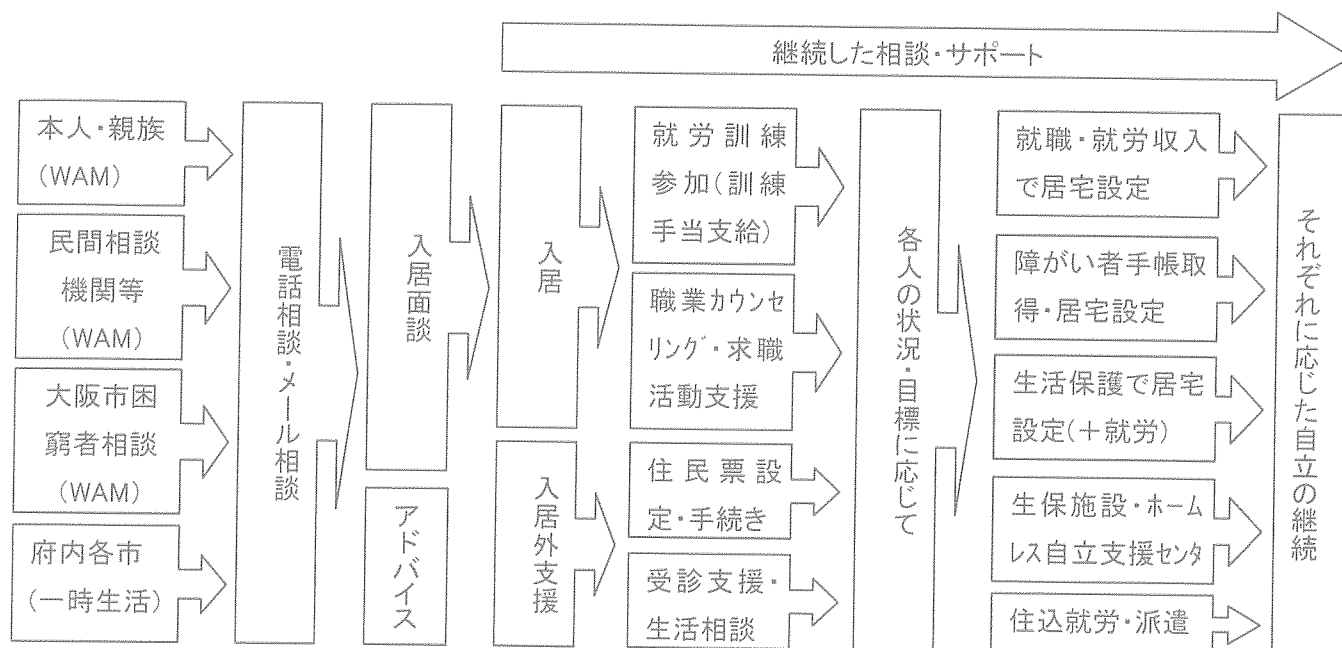
理由	目的	相談内容
アセスメント期間がほしい	生活保護の再申請のため	公園で野宿している男性。先月も相談に来て施設入所を断った。本人が言うには精神疾患があるため、○区で生活保護を受け受診していたが、家賃を滞納したために、今年○月頃に家を追い出されたとのこと。現在は服薬していない。施設は大人数のためパニック発作が起きるかもしれないのでいやだとのこと。△区ではゼロゼロ物件を借りてから申請するしかないと言われた。
アセスメント期間がほしい	生活上の困難度合をはかるため	30代の男性、片づけられないということで、母も他の兄弟もその家から出ていて、ごみ屋敷状態のところにて一人で住んでいるが、家の中は到底住める状態ではない。発達障害も疑われ、救護施設ということも考えているが、どういう方法がいいかなどの見極めも含めて、1か月ほど希望館に入れたいか。
アセスメント期間がほしい	生活上の困難度合をはかるため	家族がいるが、少年期から窃盗で数回服役している。更生保護施設を出た後2社ほど住込み派遣で仕事に就いたが続かずに戻ってきた。これからの様子を見るためにも、1か月間を目途に入れてもらえないか。
アセスメント期間がほしい	受け入れ先を探すため	夫からのDV被害で相談に来ている。ここから離れたところに保護したい。
アセスメント期間がほしい	生活管理の力を見るため	日雇で月17万円ほど収入はあるが、住むところがなくてネットカフェに寝泊まりしている男性が相談に来ている。近くのネカフェに泊まっている。仕事はガードマン、問題は、ポートでギャンブル依存症。生活保護には数回かかり、三徳生活ケアセンターにも数回入っている。直近は○区で保護を受けていたが、家賃を滞納してロックアウトされて追い出されて保護廃止。△区では、収入が多いため、生活保護にも自立支援センターにも三徳生活ケアセンターにも入れられる基準ではないと断られた。

〔2〕 大阪希望館での生活再建支援

1、大阪希望館での生活再建支援(再出発支援)

大阪希望館で実施している生活再建支援(再出発支援)は、おおむね次の流れで行っている。28年度は、同じような支援であるが、本事業(社会福祉振興助成)と大阪府の一時生活支援事業の2本立てで実施してきた。

なお、以後「WAM」と表現しているのは社会福祉振興助成、「一時生活」は大阪府の一時生活支援事業である。



2、入居支援の状況

次の表で「一時生活+社会福祉振興助成」としているのは、大阪府の一時生活支援事業の適用の前後に、社会福祉振興助成事業で宿泊支援等をしなければならなかったケースである。それによって施策の隙間を埋めることができた。

支援ハウス入居者(人数)	
大阪府一時生活支援で入居	11
一時生活+社会福祉振興助成	3
社会福祉振興助成で入居	25
4月1日時の既入居者(助成)	7
合計	46

他に、未就学児 2名

(「相談時の対応」で、「支援ハウス入居」が 37 件に対して、「支援ハウス入居者(人数)では、「4月1日時の既入居者」を除いて 39 人になっているのは、2 人入居(未就学児除く)対応が 2 件あったから」

入居期間			
WAM		一時生活	
～2週間	14	～2週間	4
1か月程度	7	1か月程度	4
～3ヶ月	9	～3ヶ月	6
～6ヶ月	5	～6ヶ月	0
合計	35	合計	14

3人は、一時生活の前後期間にWAM利用

性別は男性が圧倒的だが、男女+就学前年齢のこども1人のケースが2ケース、シャワー・洗濯・トイレが共用だが入居に同意してくれた女性のケースの合計3人、女性が利用している。

性別	
男	43
女	3
合計	46
他に、未就学児2名	

年齢は30代をピークに20代と40代へと下がっているのは、電話相談・メール相談と同じ特徴である。

年齢	
10代	1
20代	14
30代	18
40代	9
50代	3
60代	1
合計	46

入居者の直前の雇用形態は、建設の現業、派遣・アルバイト、契約社員と、やはり不安定な雇用形態が大多数を占めている。

直前の雇用形態	
建設日雇	4
建設常雇	5
派遣・アルバイト	27
契約社員	5
正社員	2
無職	3
合計	46

最終学歴もまた、低学歴傾向にある。

最終学歴	
中学卒業	7
高校中退	6
高校卒業	25
専門学校・短大卒業	4
大学中退	3
大学卒業	1
合計	46

大阪希望館の卒業時の状況だが、卒業者 40 人中、自主退居・無断退居の 6 人と簡易宿泊所等を除く 32 人(80%)は、住むところが確保できた状態で卒業できている。

卒業時の状況 1	
居宅契約	14
社宅入居	3
住込・派遣の寮	6
簡易宿泊所等	2
他の施設	9
自主退去・無断退去	6
合計	40
入居中	6

卒業者 40 名中、就職またはパートや障がい福祉事業での就労など、働いている状態で卒業できた人は、30 名(75%)になっている。

卒業時の状況 2	
就職・就労	24
生活保護＋就労	6
生活保護のみ	4
その他	3
不明	3
合計	40
入居中	6

3、入居外支援・内職作業場

入居外支援は、14 人に対しておこなった。うち 3 人は支援ハウス入居者であるが、卒業後の継続支援とは別に、入居前に行った支援を「入居外支援」としている。

11 人の年齢は、20 代 1 人、30 代 4 人、40 代 3 人、50 代 1 人、60 代 1 人、不明 1 人である。

支援した内容は、食料・クオカードやシップ薬等の提供が 8 人、内職作業の提供が 4 人、住居探し・受診同行が 1 人、住居確保給付金等の申請支援が 1 人である。

また、28 年度から社会福祉振興助成事業を活用した支援メニューの豊富化として、障がい福祉サービスである就労移行支援事業所の隣に内職作業場を開設した。障がい福祉サービスを使えない、あるいはまだ使えない人、あるいは支援ハウスに入居したが、淀川清掃作業には精神的や肉体的に参加しにくい人にも、はたらく生活リズムを失くさないように整えてもらう目的である。

内職作業場は、28 年 6 月 1 日の開設以降 29 年 2 月 28 日までに、のべ 7 人が延べ 201 日間利用した。

4、特徴的なケース事例

特徴的なケース事例として、社会福祉振興助成事業で支援した 35 ケースから 5 ケースを取り上げたい。

◆ 次の 2 つのケースは、28 年度から社会福祉振興助成事業の一つの支援メニューとして、就労移行支援事業所の隣に内職作業場を開設できたことでサポートできた事例である。

① 引きこもり状態から実家を出されたが、サポートがない孤立した状態では、出た先でふたたび引きこもり状態になり、生活困窮して野宿寸前に陥ったケースである。

支援ハウスに入居し、精神科を再受診。生活保護で居宅を構えつつも、再び引きこもり状態に戻らないために、精神手帳を取得して、大阪希望館が運営する障がい福祉事業に参加し、就職を目指している。

30 代男性。大学中退後、働いても同僚の視線等が気になっていずれも長続きしなかった。その後 5～6 年実家で引きこもり状態になる。両親が病気になり、「そろそろ面倒見れない。自分で何とかしてくれ」と言われて、貯金をもって実家を出たが、働くことができずに簡易宿泊所で引きこもり状態に。貯金が底をついて困窮し、野宿寸前の状態になる。

相談を受けて、支援ハウスに入居し、精神科を再受診。服薬しながら、希望館が実施している就労訓練や内職作業に参加してもらい、他人の中で過ごすことに慣れてもらう支援をおこなう。

生活保護で居宅設定し卒業した後も、大阪希望館の内職提供事業に参加。精神保健福祉手帳を取得後、大阪希望館が運営する障がい福祉事業である就労移行支援事業に参加し、障がい者雇用での就労を目指している。

2～3 人でいるときは、顔を上げて相手の目を見て話せるのだが、数人以上になると顔を上げることができなくなる。そのため症状が周りにも親にも理解されにくく、引きこもり状態が長く続いてしまった。

② 精神障がいをかかえて実家で引きこもり状態になっていたが、サポートすることで自立した独居生活が可能になったケースである。

独居生活が可能かを、支援ハウスで試すとともに、「ひぽ」と連携して「医師の診察以外にソーシャル・ワーカーと生活相談ができる」通院先を確保することで、実家から出て地域生活を送れるようになった。

40代男性。統合失調症をかかえ、年老いた父母と同居していたが、「幻聴」がどこに行っても聞こえてしんどくなるため、集団的な障害福祉サービスも2～3日で辞めざるをえなかった。働いていないことなどへの近所の目を気にして、あまり家から出ずに、引きこもり状態が何年も続いていた。父親との関係が悪化し、「出ていけ」と言われるようになり、希望館に相談。障害年金で貯めた金で自立支援資金はまかなえるため、一人暮らしすることが可能かを、支援ハウスで2週間試した。

引きこもりにならないよう、行き場所をつくり、金の使い方を一緒に考えれば、一人暮らしは可能だということが分かったため、一度実家に戻ってもらったうえで、部屋探しを行った。その前に、「ひぽ」の紹介で、実家を出た後の精神科クリニックを確保した。実家から通っていたクリニックは医師の診察のみでゆっくり話を聞いてもらえる時間がなかったことがしんどかったため、ソーシャル・ワーカーとゆっくり相談ができるクリニックに転院した。

実家からの独立後は、希望館の内職提供事業に参加するとともに、障がい福祉サービスの受給が決まってからは就労移行支援事業に週3日半日ずつ参加。体調によって作業に参加するのがしんどい時もあるが、「幻聴」も徐々に気にならなくなってきている。居宅生活でも自分一人で買い物に出ていくなど、引きこもることはなくなっている。

◆ 次の2つのケースは、生活困窮者支援制度からもこぼれ落とされてしまった事例である。

③ 父親のDVから幼児をかかえて逃げてきた女性とその内縁の夫の3人家族を、大阪希望館と羽曳野希望館で支援したケース。大阪市の一時生活支援では、男女別のシェルターしかないため別々にしか保護できないとされたため、公的支援策を断らざるを得なくなった事例である。

ある区役所に相談したが、提示された支援内容を断らざるを得なくなった。理由は、子供がまだ小さいため、精神的に不安定な母親が自分一人で抱えることが不安だったからである。そのため、民間の相談機関に相談。そこから大阪希望館に依頼があり、空いていた2室を提供して入居してもらった。子供が小さく、支援ハウスに借りているアパートの階段が急で危ないこと、トイレが部屋の外にあって幼児が使いにくいことなどから、2DKのハイツを使用している羽曳野希望館のシェルターに移動してもらった。男性にはアルバイトを紹介し、プリペイド式の携帯電話を貸与するとともに、給料分を大阪希望館が立て替え払いすることで生活してもらった。生活を落ち着かせた後で、生活保護を申請して3人で暮らす部屋を借りてもらう方向だった。

だが、大きな問題にぶつかった。当初本人たちが相談に訪れたのは大阪市のある区役所、現居住地は羽曳野シェルター。部屋を借りるためにも生活保護を申請する相手先は、最初の相談時の市なのか申請時に在所している市なのか。どこが保護申請を受けて費用を持つかで、市間の調整がなかなかつかなかった。羽曳野希望館の尽力で、何とか羽曳野シェルターがある市が費用を出してくれることになり、部屋を借りることができた。

一時生活支援事業など、行政からの依頼を受けてシェルターに入居した場合は、依頼した市が担当市になる。だが、民間シェルターが独自に受け入れた場合にはシェルター所在地の市がすべて生活保護を持たなければいけないとすると、民間シェルターのひとつが受け入れた要支援者を、その人に適した別のシェルターに移動してもらうことが難しくなる。「制度」という名の行政の縦割りの壁が、必要な支援を阻害する要因となった事例である。

④ 常勤で働いていて収入が生活保護基準を上回るため、制度が使えないが、ネットカフェ生活から抜け出せるだけの貯蓄ができるほどの収入はなかったケース。支援ハウスに入居してもらうこと＋給与を大阪希望館で金銭管理させてもらうことで、ネットカフェ代に費やしていた費用を貯めて、アパートを借りることができた。

常勤で働き、十数万円の手取り収入はあったが、ネットカフェ代と外食等の出費で、部屋を借りる初期費用を貯めることができず、ネットカフェ生活に疲れてきていた。困窮者相談窓口で相談したが、生活保護基準を超える収入を「安定して」得ることができていたために、使える制度・支援策がなかった。困った相談窓口が大阪希望館に依頼。支援ハウスでの仮住まいを提供するかわりに、給与を希望館で金銭管理して積み立てることを約束してもらう。その結果、入居後2回目の給与で初期費用を支払い、安いが自分名義の賃貸マンションを確保して卒業することができた。

◆ 最後のケースは、自分がその自治体の住民でないことを気にして、役所に相談することをためらった事例である。

⑤ 支援ハウス入居後、就労訓練にもその後の府営公園での職場体験にも休みなく参加した。少しでも早く部屋を借りるために行きだした接客業のアルバイト先で、そのまじめさ・人柄、それまでの職業スキルを評価されてすぐに正社員の声がかかり、就職して地方の支店に赴任することができた。

関東地方出身、仕事を失ってから東海地方に住込み派遣で働いたが、体が続かずに離職した後、仕事を探しに大阪市にきた。最初は市内のネットカフェに泊まりながら日払いの派遣に行っていたが、現場が大阪市内から遠く交通費(自分持ち)がかさむことと大阪市内よりも市外の方がネットカフェも安いことから、大阪府内のネットカフェに泊まるようになった。日払い・短期の派遣では就労日数が不安定になり、だんだんと手持ち金が少なくなって泊まる金にも事欠いていった。希望館に相談があったため、「近くの市役所に相談に行き、一時生活支援等の適用を求めるのがいい」とアドバイスしたが、2～3日たっても行っていなかった。理由を尋ねると「その市に住民票もなければ住んだこともないから、失業した後でたまたま行った市で相談しても断られると思い行けなかった」とのこと。

彼の心配は取り越し苦労とみることもしれないが、それが相談に行く側の心理である。今まで縁もゆかりもなかった地だからこそ、生活に困ってからやってきた自分が、その地の住民を対象にした役所に「助けてほしい」と言っていていいのだろうか、相手にしてくれるのだろうかという遠慮と不安が、心に渦巻くのは当然である。事実、相談に行った先の役所で「住民票がないから」とか「住所がないから」と、支援を断われたという相談事例もある。

〔3〕 民間シェルターの連携の必要性―“ひぼ”の取り組みから

1. はじめに

平成 28 年度を振り返ると、緊急的にシェルターに宿泊したケースは 4 名(延べ 198 泊)、シェルターに宿泊はしなかったものの支援を行ったケースが 3 名いた。今年度は、今まで活用してきた社会資源を活用しても『なかなかうまくいかない』と思うケースが多かった。平成 27 年 4 月から生活困窮者の支援制度がはじまり、困窮者の相談窓口が増えたにも関わらず、相談後に活用できる社会資源(シェルターも含めて)の不足と限界を、例年以上に感じる一年であった。そこで、特に、支援保留中や支援に繋がらなかったケースから、今後のシェルター運営にあたっての課題を考えていきたいと思う。また、来年度以降、すでに連携を組んでいる団体以外でシェルターを運営している団体に、見学・意見交換・調査を行い、それぞれの団体が抱えている課題を整理し、課題解決に向けての取り組みがなされるための一助になればと考える。

2. うまくいかなかったケースから見えてくるもの

今年度、支援を行った 7 名を具体的に紹介しながら、支援に繋がったケース(3 名)、支援に繋がらなかったもしくは支援保留中のケース(4 名)を比較して、共通する課題をみていきたいと思う。

【Aさん 20 代前半 男性 支援に繋がらず シェルター利用せず “貧困ビジネス” 精神科通院】

生活保護は受給しており、すでに精神科の通院もしていた。相談の依頼はケースワーカーから。相談内容は、住んでいるアパートの管理人から契約書に載っていない「保証金」を要求されずっと支払っている。それ以外にも金銭搾取があるのではないかと心配になり、転居と生活全般の支援のコーディネートを頼みたいというものであった。

初めて会ったのは、転居先の物件をみるためにケースワーカーと外出した時だった。その時は一言も発語がなく、こちらの顔をみることもできないような状態だった。その後、他にも転居先の物件を見にいこうと約束したが来ず、ケースワーカーが居宅に訪問するも出てくることなく、引きこもる生活を 3 ヶ月していた。再び出てきてケースワーカーに会ったときは、転居の話を管理人にしたところ、ひどく怒られたので転居はしませんという内容のものだった。

ケースワーカーにAさんの転居をすすめるのであれば、シェルターに泊まってもらって、今の家主との関係をきらないと難しいのではないかと話をした。この時点で相談を受けたケースと会っても話をする事ができず、精神科の治療も同時並行で支援を行わないといけないと伝えた。その後、ケースワーカーが精神科医と相談、昼間の居場所(デイケア)のあるクリニックへの転院の話をすすめていたが、転院先の病院の予約日に姿を現さなかったと連絡があった。そして現在も引きこもりの生活をしている。

Aさん自身、“貧困ビジネス”からの様々な搾取によって困っているとは思われる。ただ、その状況から脱け出すための「支援を受けること」に対する気持ちを深めることが全くできない状態が続いている。

【Bさん 20 代前半 男性 支援保留中 シェルター利用せず 癲癇・ADHD 精神科通院中断】

大阪市内の一時生活支援施設で生活、施設スタッフが聞き取りを行うなかで、小さいときから癲癇発作がありADHDとも言われ通院していたことがわかり、継続的な治療につなげるための支援をお願いされた。今後のことも考えて、西成での支援がいいのか悩み、大阪希望館のスタッフも同席してもらうように依頼する。

Bさんと会う約束をした日、施設に行くも出かけて帰ってきておらず結局会えなかった。翌日の夕方にスタッフから、仕事が決まったと施設を出て行ったと連絡があった。それから1ヵ月もしないうちに、再度、スタッフからもどってきていると連絡、会いに行く。

Bさんからは「2ヵ月前に癲癇発作があり怖い思いをした。学生時代の友人に久しぶりに連絡をしたら、服薬をしっかりとしているかと言われた。なので、精神科には通院しないといけないと思っている。」と、話をしたときは通院の必要性について理解していた。

通院を約束した日、生活リズムが乱れており、施設の職員が何度も起こしてようやく受診できた。ただ、診察までの待ち時間が長く、待合室で落ち着きがない状態であった。受診に際して、精神科医からは継続的な通院が必要であること、以前受診していた病院からの診療情報をもらうことを言われた。その後は、一時生活支援施設に入所していたこともあり、2週間毎に3回通院することができた。服薬して1ヶ月したくらいに、少し落ち着いた気がするとBさん自身、実感がわいてきた。ただ、通院と同時並行で、福祉のケースワーカーから部屋を探すように言われ、Bさんの中で「通院」<「部屋探し」になっていた。また、部屋を借りることで、すぐできる仕事を探したいと、「通院」<「仕事」になっていた。部屋をかりる前に、今後の支援のためにアセスメントをする期間、シェルター利用を考えていたが、その旨をBさんに説明したが、Bさんの中で「アセスメント」する意味をみつけることができなかった。

結局、部屋をかりてからは生活保護費支給日と同じ日には、ケースワーカーからの声かけもあり受診したが、その後受診は途絶えた。途絶えてからもメールをして訪問する約束をした日に訪問するも不在、Bさんから連絡をもらった日に訪問、継続的な精神科通院の必要性とそのことが仕事に結びつくという話をする。ただ、Bさんにとって遠い先の話をしても実感がわかなかったのかもしれない。

担当ケースワーカーに、Bさんに今後支援が必要かどうか判断してもらおうという話になる。Bさんが支援を受け入れるつもりがないのなら、追いかけても仕方がないと判断したためである。その話をした翌日に、Bさんからメールが来る。癲癇発作を起こしているようで、治療しないといけないと分かったので、精神科に行こうと思うと。ただその後も受診には来ていない。困っているのなら、SOSを発信してくれるのを待つしかない。継続的な支援をBさんが必要と思えるまで待つしかないと思っている。

【Cさん 40代後半 男性 支援保留中 シェルター泊5ヵ月 皮膚疾患 ゴミ部屋 被害妄想 精神科未治療】

ケースワーカーからの依頼で、何らかの支援が必要だと思うのだが、支援につなげる糸口がみつからないので、一緒に考えてほしいというものだった。ケースワーカーは、Cさんに、制度と関係なく相談にのってくれる人を紹介したいが、会ってみようと思うかどうか意思を確認していた。

初めて会った日は、季節は冬であるにもかかわらず、額から汗をダラダラと流していた。Cさんから、現在抱えている皮膚科の疾患のこと、三畳一間の部屋が入れないくらいゴミがたまっていることなど、困っていることをおしえてもらった。ただ、すべてにおいて、「どうせ無理だと思うけど…」という言葉がついていた。皮膚移植を何度も受けているが改善されない皮膚疾患、さらに共同トイレ・共同風呂のため、風呂にも入れず、悪循環で、部屋から出られず、不衛生になり、膿のついたリハパンを処分できず、ゴミも処分できず何年も経ってしまったと。Cさん自身、その状況のため、まわりから「臭い」と言われている、悪口を言われている、笑われている、など「被害妄想様」の発言があった。

まず、関わりをつくるための「とっかかり」を見つけないといけないと思い、皮膚科の受診同行をするも、医師から言われた内容は薬を飲んでくださいと3ヶ月分処方されるだけだった。全く「とっかかり」が見つけれないので、部屋を見せてとCさんとケースワーカーの3人で見に行く。想像以上にすごい部屋であった。部屋の鍵も部屋のゴミの中に埋もれていた。なので、アパートの管理人に開けてもらったが、その際にもCさんは、実際は違うのに悪口を言われ、バカにされていると声を荒げて怒っていた。被害妄想的な発言があり、精神科治療が必要だと思われたが、Cさんに「不眠やイライラはない？」ときくも、「ない」と言われ、そこでも「とっかかり」を見つめることができなかった。それでも部屋を片付けねばならな

いこと、トイレと風呂のある部屋に引っ越さないと生活が困ることは明白で、部屋を片付けるためにCさんにシェルター泊を提案、ケースワーカーに了解をその場で得た。シェルターに泊まっている間に、Cさんの生活状況、成育歴など聞き取りを少しずつして、ケースワーカーもCさんの生活歴の聞き取りをし情報を集めることを約束した。

部屋の片づけも、Cさんと一緒にすることにしたことはないのだが、精神的なことも考えて、1ヶ月に一回すすみ具合を報告している。そして、70リットルのゴミ袋250袋出した段階で、一度部屋をみようかと約束している。実に4カ月かかっている。ケースワーカーも同席してもらい、これだけゴミの部屋にいたのでは、精神的にもしんどかったらうから、一緒に精神科受診しましょうと説得する話になっている。「とっかかり」はつくれたが、積極的な支援をまだスタートできないでいる。

【Dさん 50代後半 男性 支援継続中 シェルター泊2週間 精神科通院 清潔保持 サービス導入】

いつも世話になっている精神科のクリニックの精神保健相談員からの依頼であった。相談員からDさんを紹介してもらう前から、クリニックのデイケアで見かけており、顔は知っていた。DさんはI事業所の訪問看護サービスを受けていた。ただ、部屋から南京虫(トコジラミ)が見つかったことにより、I事業所がサービスをやめたいと言われ困り、訪問看護サービスを依頼できないかと。

まず、南京虫がいるので、入浴してDさんを丸洗いしてシェルターに泊まってもらった。くわえて、訪問看護のサービスだけでは清潔保持などできないので、障害ヘルパーを利用するための区分を出さないといけませんが、区分ができるまでの間をどうするか、引っ越しするための段取りなどを考えた。サービスのない今の時点で生活を立て直すことは難しいので、一度クリニックの系列の精神科の病院に入院しようという話になった。

入院している間に、全く動いていなかった障害者の相談支援事業の担当者をやめてもらい、区分申請をした。区分が出るまでの間、退去のための片づけをDさんも外出して病院の精神保健相談員も一緒にやった。転居先も一緒に見に行った。入院中にお見舞いに行き、退院後の生活のことを何度も話をした。Dさん了解のもと、週間スケジュールをつくって確認をし、入院して3ヶ月もかからず地域にもどることができた。

もともと相談員との関係が良好であったため、一旦シェルターを利用、支援に対する受け入れは良好であった。転居(シェルターで利用していたサポータティブハウス)、サービス内容の立て直し(障害ヘルパー、訪問看護、デイケア)を行い、平日は朝から事務所に顔を出して服薬、休みの日はアパートのスタッフの前で服薬、入浴介助(声かけ)など、制度内・制度外のサービスも利用して、現在も支援が継続している。

【Eさん 70代後半 女性 支援保留中 シェルター利用せず 認知症 要介護 家族 金銭管理 精神科未治療】

依頼元はすでにかかわっているケース(以下、Fさん)だった。EさんはFさんの母親で、近隣県で生活していたが、高齢と整形外科的手術をし、退院先としてFさんの近所で生活したいというものであった。ただ、Fさん自身、ヘルパーを利用して生活しており、とてもEさんの面倒をみられるような状況ではなかった。

EさんのアパートはFさんの家から電車で30分くらいの距離に借りることにした。借りる場所も、病院があり、買い物しやすい、…など今後の生活のことを考えてのことだった。部屋をかりる前に、Eさんが入院している病院にFさんと会いに行ったが、要介護3で認知症があり一人暮らしをしてからの困難な状況が予想されたのだが、「何とか一人でやっていきます」とEさんは言うので、困ってから支援をスタートする以外ないかと、部屋をかりるところまで援助した。

その後Eさんは、「大事な通帳が見当たらない」「お金がない」「どうしていいのかわからない」と、ことあるごとにFさんに電話をかけ、いろんなことを頼んだ。Eさんに振り回されて、Fさんの生活リズムが崩れているのはわかっていたが、家族だけではどうしようもできないとわかってもらうために待った。Eさんの通院している整形外科のスタッフから「通所リハを入れてはどうですか」と連絡があったが、現状を伝え待ってもらうようお願いした。

「困った」と言ってきたのはFさんで、Eさんの金銭的なことで生活保護の申請の手伝いをしてほしいと。また、Eさんが生活保護を受給できるようになったら、母親のところにヘルパーサービスをいれて、自分の生活をできるようにしたいと。Fさんから、その言葉をきくまで3ヶ月かかった。ただ、Eさん自身、ヘルパーサービスを受け入れる気にはなかったが、大事な通帳などを預かってもらって金銭管理をする「あんしんさぽーと」への申込みや、不眠・被害妄想がひどいための精神科通院は拒否をしている状態が続いている。Eさんが、生活場面で困るのを待って、現在は支援することを保留している状態である。

【Gさん 60代後半 男性 死亡により支援終了 シェルター泊10日間 末期の腎臓がん 住環境 精神科通院】

約5年前に野宿から脱け出して生活保護を受給する手続きと、その後も精神科通院・服薬の支援をずっと行ってきたケースである。毎日顔をみていたのだが、太ったのか浮腫んでいるのかわからない状態で、精神科の主治医から顔色が悪いと指摘され採血したところ貧血症状がひどいことがわかり、胃腸病院(内科)に受診することになった。胃腸病院で検査したところ、腎臓に腫瘍ができており、緊急に輸血と透析が必要だということで、泌尿器科の病院に転院になった。

Gさん自身、入院するのが今回初めてで、くわえて転院など予想もしていなかったもので、転院する日に黙って家に帰っていた。病院から行方不明になったときいて部屋を訪問すると、普通にそこで居た。部屋を訪問するのははじめてで、非常に古い簡易宿泊所でエレベーターも奇数の階にしか止まらず、急な階段を上がらないと部屋にまで辿りつくことができなかった。部屋も湿気が多く、少しいるだけで身体が痒くなるような部屋であった。

Gさんを部屋で見つけたときは、命にかかわることなので転院を説得し一緒に病院に戻った。また、将来家に帰ることを考え介護保険の申請も行った。ただ、検査した泌尿器科の医師から、悪性腫瘍で末期だと言われた。Gさんに病状が説明されたが、どうしても家に帰りたいということで、訪問介護、訪問看護などを利用することを了解して、Gさんの家に帰った。2週間くらいは歩いて外出もし、精神科クリニックにも通院した。ただ地域で2週間過ごした翌日、部屋を訪問した際、内側から鍵をかけ、高熱で倒れ起き上がれずうめき声をあげている状態だったため、救急車とレスキューをよんで部屋の扉を壊して病院に搬送してもらった。

しばらくすると少し調子がましになり、Gさんから「もう一度帰りたい」と言われ、主治医と相談「早く帰らないと二度と戻れない」と言われ、翌日、住んでいた部屋は無理だからとシェルターに泊まることを約束帰ってきた。今回は、往診医も頼み、シェルターには介護用ベッドを置き、前開きのパジャマや浴衣、大量のバスタオルなど購入準備した。退院してからは、食事制限と関係なく好きなお寿司やカップラーメンを食べて、7日目には起き上がるのが大変になり、それでも病院には行かないと言って、その3日後、ケアマネジャーが訪問した際には、うつ伏せになり、まだ温かかったが、心肺停止状態で発見された。ケアマネジャーが救急車を呼び、泌尿器科の主治医のいる病院に搬送、主治医から「好きなようにできてよかったね」と声をかけてもらい死亡が確認された。

【Hさん 60代後半 男性 支援継続中 シェルター泊3週間 認知症 服薬 高血圧 サービス導入時】

8年前に困窮状態で相談にきて、お金をもったらパチンコに行くため、当初は毎日渡し、貯金ができ落ち着いてからは1週間毎に金銭管理支援を行ってきた。

1週間毎にお金をとりに来たとき、「自転車で転倒、呂律がまわらない」と言って、痩せた姿を見せ、異変に気付いた。脳外科の病院受診をすすめるも、「タバコ吸えないから」と拒否をしていた。

それから、かかりつけの内科医と一緒に受診することになった。介護保険の主治医意見書を願った。ただ、訪問調査が行われる前に、外出先で再度転倒、救急車で搬送されて脳外科の病院に入院することになった。入院がわかったのは、病院が困ってケースワーカーに連絡、ケースワーカーから事務所に「病院がすぐに来てほしいと言っている」と電

話があったため。すぐ病院に行くと、脳外科の主治医からは「脳外科的な病気はそれほど問題ではなく、心疾患の方が大変だから入院して検査をしようと言ったけれども、認知症がひどくタバコを吸わせると大騒ぎになったので、これ以上の治療は難しい。」という内容のものだった。Hさんは「タバコが吸える」と状況を把握することなく喜んでいた。

帰るにあたって体調のことも心配だから、サービスが利用できるまではシェルターに泊まることを約束してもらった。血圧が高値であり、薬もしっかり服薬できてないため、血圧計を購入、服薬管理のため薬箱もセットした。ただ、物忘れがあるため、毎日誰かの眼が必要な状態ではあった。Gさんは、介護保険が使えるようになって、ヘルパーか訪問看護師が一日一回安否確認できるようになって、自室にもどった。ただ、自室に戻る際にも、体調が悪くなったら、サポーターハウスにあるシェルターで落ち着くまでは生活してもらおうと約束をしている。

以上、今年度支援した7例について、具体的に紹介した。

支援してきたケースの課題として、「介入のタイミング」が非常に難しいと思うケースが多かった。相談の依頼＝「介入のタイミング」では決してない。支援対象者が、困った状態になり支援を受けようと思うまで、何らかの形で「駆け引き」をして支援を受け入れる「地ならし」が必要である。その「地ならし」をするために、あえて「待つ時間」が必要な場合も多い。困る状況を認識してもらうためにも、シェルターを利用できるかどうかは大きな分かれ道であったと思う。今年度相談に来た7例をみても、シェルターを利用した人たちが、次の支援に繋がりがやすかった。シェルターを利用する段階で、支援対象者と支援者の関係はできており、支援対象者自身、支援のスタートラインには立つことができている。シェルターを利用することで、アセスメントでき、次の支援につなげていくことができたと思う。

一方で、支援につながらなかったケースに対してはどうしたらよかったのか。

どうしたらよかったのか、わからないというのが正直な気持ちである。ただ、私たちが運営するシェルターを利用しなくても、連携をとっている2団体のシェルター以外にも、いろんな形のシェルターがあれば、もっと選択肢が広がったのではないかと思った。選択肢が広がること＝支援を受ける場所(シェルター)が増えることで、いろいろなシェルターを利用していく中で、困らない生活状況になればいいと思った。

困窮者の人たちは、いろんな地域を転々とすることは多く、利用できるシェルターが増えれば、いろんな人たちとかわってもらうことができる。そうなれば、どこかで落ち着いた生活を得ることができるかもしれない。そして、シェルターを運営する団体が連携をとれたら、一人の人を継続的に支援できると思う。

この表現がいいのかどうかあるが、パチンコの台でパチンコの玉がいろんな釘にぶつかり、最終的に穴に吸い込まれていくイメージだ。パチンコの玉は支援対象者、釘は様々なシェルターやそのスタッフ、最終的な穴は支援対象者を継続的に支援するシェルターを運営する団体、そしてパチンコ台は支援対象者の人生である。

来年度以降の課題として、大阪府下にある民間シェルターを運営する様々な団体と連携、さらにそこに行政も参加してネットワークの形成を考えていかないといけないと思う。

[4] シェルター事業報告(平成28年度) 支縁のまち羽曳野希望館

支縁のまち羽曳野希望館が平成28年度実施したシェルター事業について、報告する。

シェルター事業の事例報告: 入居に至る経緯・支援の概要

・平成28年度(平成28年4月～29年2月末現在)のシェルター利用者は、16事例18人(1事例は3人家族)である。内、「一時生活支援」制度活用は、13事例13人、WAM助成活用は3事例5人。利用者の性別は、男性が12人、女性が6人(内1人は幼児)。そこからいくつかの事例を紹介する。事例については、WAM助成か一時生活支援かは記さない。

① 50代男性(約5か月)【家族からのDV 中学養護学級卒業】

・昨年度から引き続き支援してきた、実弟からの暴力によりDV事案となった生活保護受給者。中学養護学級を出ているが、識字能力がなく、本人の力だけでは住居探しが困難だった。地域の人権協会に支援協力を要請し、住居確保と、シェルター退去後の金銭管理を含めた生活サポートを依頼して、ようやくシェルター退去にこぎつけた。

② 20代女性(約1ヶ月)【母再婚 家族による援助なし うつ状態・摂食障害】

・学校卒業後、アルバイトを数か月ただけで親の支援と友人からの借金で生活。2年位前に居住していた家(実母の再婚相手の親名義)を追い出され、これからは生活支援は出来ないと言われ渡された為、その知人宅に居候していた。
・国保料滞納について保険年金課に相談に行き、生活困窮者相談窓口につながる。
・うつ状態、摂食障害が続いていたことと、アレルギーがある為、偏食。また偏頭痛があり、日によって体調が悪化し、寝込むことが多い。

③ 40代男性(約1週間)【引きこもり(パラサイト) 同居の母の死】

・母親と暮らしていたが、母親が亡くなり、入居要件を喪失したため退去し、母親の遺産数十万円を生活費に充てながらネットカフェで寝泊まりしていたが、所持金がほぼなくなった。生活保護を申請しようと思って市役所を訪問、生活困窮者自立相談窓口につながる。
・下着類が一着しかないとのことで、下着類、タオル、ひげ剃りなどの生活用品、当面の食料品を購入。
・翌日、再度訪問し、食料品の購入と共に、これまでの生活史や今後の生活の希望などについて聴取し、懇談する。「父親の死後(時期は聞き取れず)、母親と暮らすことになった自分に対して、10歳程年の離れた兄と姉が、パラサイトのようになし馬鹿にするのが嫌で、兄・姉とは疎遠になり、これからも付き合うつもりはない。自分としては母親の面倒を見ていたつもりだったが、今になって振り返るとやはりパラサイトに近かったのかも知れないという気もしている。高校卒業後、工場に勤務したが、手取り月10万円にしかならず、生活が苦しかった。工場でも人間関係が出来ずに、工場を辞めてからは引きこもり状態の生活が続いた。対人恐怖症のようになり、じっくり人と話したのは、今日が久しぶりだ」。

④ 20代男性、20代女性、就学年齢前女兒(約3ヶ月)【内縁関係解消 幼児 妊娠】

- ・大阪希望館から移動。
- ・シェルター所在地の市役所に連絡し、生保申請の手続きを依頼するが、ファーストコンタクトは大阪市内の区役所であるからそちらで申請してもらいたい、とのことで、市内区役所に連絡。しかし、区役所側は、3人が訪問したことは了知しているが、支援を断って退出してしまっているため、「相談」には至っていない。現在住んでいる市で生保申請を出すべき、との見解。というような行政間の「狭間」の状況で、区と市の両相談窓口・生保担当者と交渉を続けながら、3人への生活支援を実施。
- ・男性は、大阪希望館が斡旋したプール監視員のアルバイトに行く、また女性は妊娠していることが分かり(5週目)病院を受診するというので、当面の生活費・診察代・交通費等を支給。
- ・その後、シェルター所在地の市担当者から、いつまでも行政側の都合で当事者がサービスを受けられない状況を作り出してしまっていることは申し訳ないので、生保申請を受けつけることにしたから面談したい旨の連絡。7月25日に3人を連れて市役所で面談の上申請手続きをすることとなる。
- ・生保の説明の後、子ども担当課へ行き、育児・出産準備関係の支援を要請し、後日同課女性職員と保健センター職員がシェルターを訪問することとなる。
- ・羽曳野市の不動産屋に物件探しを依頼。
- ・男女間に問題が生じ、男性が別居。母子2人で生保申請。近隣市に一軒家4LDKの物件が見つかり、賃貸契約を結ぶ。不動産屋の案内で引越し。
- ・新住居所在地の市役所に同行し、生保・子ども課担当者と面談。本人は出産の意向を持っており、そのことを伝える。

⑤ 20代男性(約1か月)【養護施設 不安定就労 住み込み】

- ・中卒。他府県で生まれ、実の父は知らない。母と共に来阪、養護施設に預けられる。現在母親がどこにいるかは知らない。小・中学と施設から通い、卒業後、左官の仕事を5年間した後、とび職となる。
- ・土木会社を解雇され、会社借り上げ社宅であったことから、住居を喪失。
- ・大阪市内でアパート契約、大阪市内のとび職に就職。

⑥ 40代歳女性(約1ヶ月)【20年以上外国暮らし 親族なし】

- ・20年以上国外で生活していたが、離婚し永住権を喪失、その後強制退去となって帰国。日本にいたときは東京都に在住。両親を早くに失くし、兄弟がいなかったため、国内で頼るところがない状態で、帰国。関西空港を選んだ理由は、大阪なら暮らしやすいと思ったことと、住んでいた国の入国管理局より、大阪府内の女性専用民宿を紹介されたこと。
- ・当面は繋ぎで生活保護を受給し、英語を生かした職を探したい、との意向。
- ・印鑑、銀行口座がないことから、住居探しに時間がかかり、管理会社を通さなくてもよい不動産屋物件を選定し、決定する。また、所持している携帯のSIMが日本で使えないものであったため、大阪希望館からプリペイド携帯電話借り受けで貸与する。

⑦ 40代女性(約1週間)【親から勘当 生活保護に抵抗感】

- ・他市の生活困窮者相談窓口からの依頼。
- ・親と一緒に暮らしていたが、勘当され、祖母が住んでいた空き家で生活していた。親に見つかり、荷物をまとめて退居、ネットカフェを転々としていたが、所持金が減る一方となる。シェルター入所時は、残金数十万円程度を所持。
- ・当初、大阪府内〇市の生活福祉課に繋がり、同市の不動産屋で物件探しをしていたが、家が見つからず、定期券を持っており、その範囲内にある△市や大阪府にも相談したが、思うような回答が得られず、最終的に△市の困窮者相談と繋がった。
- ・△市で物件が一件見つかったが、家賃が高く断念。たまたまシェルターの隣の部屋が空いたので、大家に依頼し、生保限度額で賃貸契約を結び、入居してもらうことにした。
- ・大家の軽トラックで、布引越し支援。本人は、生保には抵抗感を持っており、就労の意志が強く、仕事探しをするとのことであるが、所持金が無くなった段階で改めて相談に乗り、市に繋ぐこととする。

⑧ 30代女性(約1ヶ月)【飼い犬2匹 妊娠】

- ・1週間程前から軽四ワゴンで車中泊をしたり、職場(現在、休職中)で寝泊まりしていた。シェルター入居時、妊娠20週で、飼い犬2頭を連れている。
- ・車中泊をする前までは、パートナーと共に、パートナー父の家で同居していたが、パートナー父と不仲になり家を出て来たとのこと。母は府内〇市に住んでいるが、絶縁状態にあり、支援を受けることができない。
- ・〇市相談窓口から利用打診を受けていたが、2部屋とも空いていない状態なので断っていた。一部屋が空いたので、利用可能と連絡し、入居の運びとなる。「一時生活支援」を受け入れている他の施設(旅館)は、犬を連れて行くことができないので、本人が利用を拒否して、車中生活が続いていた。大家と相談し、例外的に室内での犬との同居を認めることとした。
- ・〇市子ども課が中心となって、生活支援課、保健センターと連絡調整をしながら、支援。
- ・車で友人宅に泊まり、不在のことが多かった。入居時にはうつ状態で、食事あまり取れないでいたが、次第に落ち着き、体調も改善されてきた。
- ・犬と同居可能な物件を見つけることが困難で、入居が長引くこととなった。

[5]大淀寮 OB 会と地域活動

更生施設大淀寮 通所事業・OB 会事務局担当相談員 岡本友晴

【更生施設大淀寮 OB 会とは】

更生施設大淀寮 OB 会は、大淀寮を退寮した人の中で高齢や障がいなど、何らかの形で継続的な支援が必要と施設の側で判断した人と、退寮後の生活(金銭管理や通院など)に不安を感じサポートを受けたいと申し出があった人で、本人の了解で入会してもらおう形をとリアフターケアにつなぐという事業です。OB 会の活動は、大まかな会則はありますが会費もなく、年1回の「つどい」という総会が OB 会としての最大のイベントになっています

もともと退寮者の互助会的な集まりにしたいということ意識していたのですが、現実的には困難で、実際の相談や支援については、通所訓練事業担当の相談員が対応する形をとっています。

相談や支援は多岐にわたっています。今までの経験では、他の社会資源との連絡・調整(介護保険、各種障がい者福祉サービスの利用支援、借金問題の相談・法律関係との連携、医療関係との連携などや、部屋の片づけや身の回りの支援(これは介護・福祉サービスなどの利用が開始されるまでの一時的支援も含めて)、そして生活保護申請の相談・申請の支援(就労自立後、失業や高齢による)などや、家族間の連絡や居宅のオーナーや管理会社との連絡・交渉なども行ってきました。

OB 会の発足は平成 13 年 10 月 1 日で、入会者が 24 名でした。圧倒的に高齢者が多く、安否確認と見守りが事務局の主な仕事でした。平成 15 年 4 月 1 日、保護施設通所事業(詳細は後述、以後通所事業)を開始することになり、入会者も増え始め、発足以降の延入会者数 464 名で、死亡・出奔・帰郷および他の社会資源につながり退会になった人がいたため、現在は 202 名になっています。ただ、この 202 名を常にケアしているのではなく、電話での安否確認や年賀状や暑中見舞いなどでの安否確認が全体的なもので、普段は個別に相談が寄せられた時に対応するのがメインになっています。常時かかわりのある人は約 30 名ほどです。

【保護施設通所事業について】

更生施設大淀寮では平成 15 年 4 月 1 日から通所事業を開始しましたが、それまで更生施設では「通所事業」というものがありませんでした。「通所事業」は平成元年から救護施設を対象に始まり、15 年後にやっと更生施設も対象になりました。

「通所事業」は、定期的に施設に通所し生活訓練を受ける「通所訓練」と、定期的に登録者宅を訪問し安否確認や生活支援を行う「訪問指導」があり、施設の定員の 5 割を通所事業の登録者とすることができ、なおかつ、在寮歴のない地域の被保護者も、その 3 割以下を限度として登録できます。期間は 6 か月以内で、必要に応じて 6 か月延長できましたが、現在は期間があいまいになっています。

開始当時、大淀寮の定員が 140 名で 70 名まで登録できました。現在は、定員が 30 名まで下がったので、15 名まで登録できます。事業費は一定額、「通所」「訪問」のそれぞれに対して施設に支払われます。

【通所事業を核にしたアフターケア】

こうして大淀寮のアフターケアが本格的に開始されました。職員の配置は直接処遇職員が 3 名以上と決められているため、この職員を中心とし、退寮者の元担当職員がフォローする体制で、施設の近隣に住む退寮者から始まりましたが、大淀寮では退寮者が施設のある北区だけではなく他区にも散らばっていたため、「遠方訪問」という他の施設ではあまり見られないアフターケアの形態も特色になっています。通所事業をコアにし OB 会があり、通所事業の相談員が OB 会の事務局も担当することになっています。

【ひらかれた施設から地域に必要とされる施設へ】

かつて大淀寮は、あいりん地域対策の施設という性格から、就労自立が中心でした。したがってアフターケアや就労支援も、あいりん地域を意識したものが多くありました。ただ、地域との関係はいかに施設が地域の中で存在するかがメインで、職員や OB が地域活動(盆踊りや敬老会に参加したり、施設の裏庭を地域に開放して「ふれあい喫茶」をひらいたり、「大淀寮祭り」で地域の人たちを招いたり)に参加し「ひらかれた施設」をめざしていました。

時代が変化し、施設からあいりん地域対策色が薄れて(各福祉事務所からの直入が OK になったこともあり)いくに従って、入寮者に変化(精神障がいや知的障がいや発達障がいなど生活困難を抱える入寮者の増加など)が現れたことで、OB の地域生活を安定させることの重要性が増すとともに、たんに職員や OB が地域活動に参加したり施設を開放することだけでなく、地域福祉活動への参加を求められる「時代」になってきました。

OB 会事務局の職員が中心となって、他の社会資源と連携して活動する機会が増えました。「大阪希望館」設立への参加、刑余者支援の「よりそいネットおおさか」への参加などや、生活困窮者自立支援への取り組みなどへの参加などや、北区でみれば年1回秋に行われる「北区福祉ふれあいフェスタ」の実行委員会に積極的に参加し、福祉施設間の交流だけでなく、実行委員に参加する福祉施設の現場の職員との交流を深めてきました。

さらに、地域における福祉活動への積極的な参加を始めたことです。豊崎東地域活動協議会への参加、豊崎東地域福祉プラン策定委員会への参加、豊崎東地域の民生委員との協働で福祉交流会の開催、民生委員と大淀地域包括支援センターとの連携などによる地域の生活困窮者への支援などです。

ここでは事例を報告することは出来ませんが(地域では、その人がどのような状態かある程度分かれば、個人が特定できるという特性があるからです)、あえて例をあげれば、年金で生活する独居の高齢の女性。同じく年金で生活する独居の高齢男性。民生委員より依頼を受けた高齢の生活保護の女性。役所より依頼を受け生活支援を行っている地域の生活保護受給者などがあります。

【問題点】

この間、他の社会資源との連携や地域の活動の中で、感じたこと明らかになったことなどを述べたいと思います。

制度の狭間がうまらないということです。様々な介護サービス、障がい者福祉サービスなど様々な制度がありますが、制度を利用するのに開始まで時間がかかったり制限があったりして狭間ができてしまっていて、それを埋めていく手立てがなかなか見つからないことや、即応できないことなどがあります。

連携は出来るのだが、制度が縦割りのため柔軟に対応できないことや制度の資源側が制度にとらわれていてスムーズに連携ができなくて、制度ありきで利用者の側に立っていないなどです。

以上、大きな問題点です。ただ、これについては、もう少し職員間で制度や施設の枠を超えて交流する機会が増えれば解決の方法が見つかるかも知れません。

【大きな曲がり角】

大淀寮 OB 会はこうして、積極的に他の社会資源との連携や地域での活動を行ってきましたが、どうしても触れておかなければならないことがあります。大淀寮は、現在大きな曲がり角に立たされています。もちろん、通所事業も OB 会も地域との連携も、施設に付随したものですから、同じように曲がり角に立たされています。「崖っぷち」かも知れません。それは、大淀寮の「指定管理」が平成 30 年 3 月 31 日に終了するということです。大淀寮は公設民営の施設です。社会福祉法人みおつくし福祉会が指定管理で運営を委託されています。継続されるのか廃止になるのか不明です。

大淀 OB 会事務局としては、いろいろ考えるところもやりたいこともあるのですが、軽はずみなことが言えません。いま言えることは、現在、他の社会資源との連携や地域で協働を丁寧に行っていくとしか言えません。

以上、大淀寮 OB 会事務局の活動の報告ですが、この報告はあくまでも大淀寮通所事業・OB 会事務局担当相談員の岡本の個人的見解で、大淀寮としての見解ではない事を最後に付け加えておきます。

民間シェルター・ネットワークの可能性

独立行政法人福祉医療機構・平成28年度社会福祉振興助成事業

「困窮者の状態別支援資源と広域機関形成事業」報告書

平成29年3月

〔事業実施団体〕 一般社団法人 大阪希望館

〒531-0041 大阪市北区天神橋7-13-15 TEL06-6358-0705

Email:kiboukan@kiboukan.or.jp HP:<http://www.osaka-lsc.jp/kiboukan/>

〔共同実施団体〕・大淀寮OB会事務局

- ・一般社団法人 困窮者総合相談支援室 Hippo. (ひぽ)
- ・一般社団法人 支縁のまち羽曳野希望館